令和元年10月

鯖江商工会議所会館利用団体　各位

鯖江商工会議所

専務理事　　孝久　治宏

10月の増税に伴う会館利用料等の変更について

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会議所をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、ご存知の通り、政府が決定した消費税の増税により、令和元年10月1日から消費税率が10％に引き上げられます。

この増税による当会議所の対応は、誠に勝手ながら下記の通りとさせて頂くこととなりましたのでお知らせ申し上げます。何卒ご了承下さいませ。

なお、消費税額の計算等に係るご質問などがございましたら、ご遠慮なく当会議所までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬具

＜料金変更となる対象＞

・会館使用料

・備品使用料

・商工会手数料